

特定非営利活動法人日本食道学会 食道外科専門医制度規則(定款施行細則第8号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この制度は食道疾患の外科診療にあたる医師の専門的な知識と技能を高めることにより、国民医療の向上に貢献することを目的とする。

(制度の概略)

第2条 前条の目的を達成するためにこの法人(以下「本学会」という)に食道外科専門医制度をおく。

2. 食道外科専門医(以下「外科専門医」という)は食道疾患の外科診療において高度かつ専門的な知識と診療技能を有し、指導的立場になり得る者とする。

3. 本学会は「外科専門医の申請資格」および「外科専門医の認定方法」の規定により、食道外科専門医に対し認定証を授与する。

4. 外科専門医の修練を行うことのできる施設を「申請資格」および「認定方法」の規定により認定施設または準認定施設として認定し、認定証を授与する。

5. 食道外科専門医制度の施行にあたり、細目は別に定められた「食道外科専門医制度規則施行細則」および「施設認定施行細則」による。

第2章 食道外科専門医認定部会

(部会の設置)

第3条 本学会は第1条の目的を達成するために食道外科専門医認定部会(以下「本部会」という)をおく。

2. 本部会の構成ならびに運営は、この規則に定めるものの他、別に定める食道外科専門医制度規則施行細則による。

(業務)

第4条 本部会はこの規則によって次の各号の業務を行う。

(1) 食道外科専門医制度に関する諸問題を検討する。

(2) 外科専門医の認定のための審査を行う。

(部会員の選出)

第5条 本部会の部会長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2. 本部会の部会員は、理事長、専門医制度委員会委員長、食道科認定医認定部会部会長、食道外科専門医認定施設認定部会部会長、食道外科専門医カリキュラム設定部会部会長のほか、本学会評議員約12名で構成する。

3. 本部会の部会員は、本学会評議員の中から本部会の部会長が選出し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

4. 本部会に副部会長を置くことができる。

(任期)

第6条 部会長の任期は、理事の任期に従う。

2. 部会員の任期は2年とし、再任を妨げないが、原則として連続3期を超えることはできない。

(欠員の補充)

第7条 部会員に欠員が生じたときは、本学会評議員の中から補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。

第3章 外科専門医の申請

(申請資格)

第8条 外科専門医の認定を申請する者(以下「外科専門医申請者」という)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 日本国の医師免許証を有すること。
- (2) 本学会の食道科認定医であり、かつ、申請時に継続して5年以上本学会会員で会費を完納していること。
- (3) 日本消化器外科学会が認定する消化器外科専門医または日本消化器外科学会指導医ならびに日本胸部外科学会会員であること。あるいは、呼吸器外科専門医合同委員会が認定する呼吸器外科専門医または日本呼吸器外科学会が認定する日本呼吸器外科学会指導医(旧専門医)ならびに日本消化器外科学会会員であること。
- (4) 臨床研修修了後、認定施設または準認定施設において所定の修練カリキュラムに従い通算3年以上の修練を行っていること。この修練期間は認定施設としての5年間の遡り認定期間でも可とする。
- (5) 前号の規定に拘わらず、平成24年迄に食道科認定医資格を取得した申請者は、認定施設での通算3年の勤務実績を提出することにより通算3年の修練カリキュラムでの修練を免除される。なお、本号の適用は平成25年の審査までとする。
- (6) 別に定める診療経験を有すること。
- (7) 別に定める研究業績と研修実績を有すること。
- (8) 認定の手続き(第9条の「申請方法」)を満たしていること。

(申請方法)

第9条 外科専門医申請者は次の各号に定める申請書類に申請料を添えて所定の期日までに本部会に提出する。

- (1) 食道外科専門医認定申請書
- (2) 医師免許証 (写)
- (3) 食道科認定医認定証 (写)
- (4) 消化器外科専門医認定証(写)または日本消化器外科学会指導医認定証(写)、あるいは 呼吸器外科専門医認定証(写)または日本呼吸器外科学会指導医(旧専門医)認定証(写)
- (5) 履歴書
- (6) 診療経験一覧表およびその診療経験を証明するもの
- (7) 業績目録(研究業績と研修実績)およびその業績を証明するもの
- (8) 修練カリキュラム修了認定書(写)

(9) 本学会評議員 1 名の推薦書

(審査)

第 10 条 外科専門医申請者については、本部会が毎年 1 回申請書類および別に定める試験により申請者の外科専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

2. 認定審査の期日および必要な事項は、毎年ホームページに公示する。

第 4 章 外科専門医資格の更新

(更新制度)

第 11 条 本部会は、外科専門医の認定を受けて 5 年を経過し本部会の定める資格(第 12 条)を満たした者について認定更新の審査を行い、外科専門医資格を更新する。

(更新資格)

第 12 条 外科専門医認定証の有効期限(5 年)を迎え、更新を申請する者は(以下「外科専門医更新申請者」という)、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 本学会外科専門医および食道科認定医であること。
- (2) 外科専門医取得後、継続して本学会会員で会費を完納していること。
- (3) 継続して消化器外科専門医または日本消化器外科学会指導医ならびに日本胸部外科学会会員であること。あるいは、継続して呼吸器外科専門医または日本呼吸器外科学会指導医(旧専門医)ならびに日本消化器外科学会会員であること。
- (4) 更新の手続き(第 13 条(更新方法))を満たしていること。

(更新方法)

第 13 条 外科専門医更新申請者は、次の各号に定める申請書類に更新料を添えて所定の期日までに本部会に提出する。

- (1) 食道外科専門医更新申請書
- (2) 食道外科専門医認定証(写)および食道科認定医認定証(写)
- (3) 消化器外科専門医認定証(写)または日本消化器外科学会指導医認定証(写)、あるいは呼吸器外科専門医認定証(写)または日本呼吸器外科学会指導医(旧専門医)認定証(写)
- (4) 履歴書
- (5) 診療経験一覧表およびその診療経験を証明するもの
- (6) 業績目録(研究業績と研修実績)およびその業績を証明するもの

(更新の審査)

第 14 条 外科専門医更新申請者は、本部会が毎年 1 回申請書類により申請者の外科専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

第 5 章 認定証の交付

(認定証の交付)

第15条 理事長は専門医制度委員会の報告に基づき理事会の議を経て、外科専門医認定証を交付する。

2. 外科専門医認定証の有効期限は、交付の日から5年とする。
3. 外科専門医は、認定更新の審査を経なければ、引き続いて外科専門医を呼称することはできない。

第6章 外科専門医の資格喪失

(資格喪失)

第16条 次に掲げる各号に該当する者は、本部会、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、外科専門医の資格を喪失する。

- (1) 本人が辞退した時
- (2) 定款第9条、第10条、第11条の規定に従って本学会会員の資格を喪失した時
- (3) 申請書類に虚偽が認められた時
- (4) 所定の期日までに認定更新を申請しなかった時
- (5) 外科専門医として不適当と学会が判断した時

(復活・再申請)

第17条 別に定める復活・再申請に関する申請書類を本部会に提出し、専門医制度委員会および理事会の議を経て認められた者に対して復活することができる。

2. 前条第3号(申請書類の虚偽)によって取り消された者は、原則として5年間再申請することを認めない。

第7章 食道外科専門医認定施設認定部会

(部会の設置)

第18条 本学会は第1条の目的を達成するため食道外科専門医認定施設認定部会(以下「施設認定部会」という)をおく。

2. 施設認定部会の構成ならびに運営は、この規則に定めるものの他、別に定める施設認定施行細則による。

(業務)

第19条 施設認定部会はこの規則によって次の各号の業務を行う。

- (1) 本学会の定めるカリキュラムに従った修練を行うための施設(食道外科専門医認定施設、以下「認定施設」および食道外科専門医準認定施設、以下「準認定施設」という)に関する諸問題を検討する。
- (2) 認定施設および準認定施設の認定のための審査を行う。

(部会員の選出)

第20条 施設認定部会の部会長は、理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2. 施設認定部会の部会員は、理事長、専門医制度委員会委員長、食道外科専門医認定部会部会長、食道外科専門医カリキュラム設定部会部会長のほか、部会長が評議員の中から約12名を選出し、理事会の

承認を経て理事長が委嘱する。

3. 施設認定部会に副部会長を置くことができる。副部会長は専門医制度委員会の委員長が兼任する。

(部会員の任期)

第 21 条 部会長の任期は、理事の任期に従う。

2. 部会員の任期は 2 年とし、再任は妨げないが、連続して 3 期を超えることはできない。

(欠員の補充)

第 22 条 部会員に欠員が生じたときは、本学会評議員の中から補充することができる。任期は前任者の残任期間とする。

第 8 章 施設認定

(申請資格)

第 23 条 施設認定を申請する施設は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 大学病院、一般病院または食道疾患を主な対象とする専門施設であること。
- (2) 修練カリキュラムを満たすに必要な食道疾患症例の診断・治療が所定の件数以上行われていること。
- (3) 十分な指導体制がとられていること。
- (4) 当該認定施設において食道疾患の全般について修練が可能であること。
- (5) 諸施設の完備、教育行事の開催、研究発表および本学会研修行事への参加がされていること。
- (6) 外科専門医申請者の診療経験に関する実地調査が可能であること。
- (7) 外科系の認定医を教育し外科専門医とすることのできる修練責任者が常勤していること。

(申請方法)

第 24 条 認定施設または準認定施設として認定を申請する修練責任者は、次の各号に定める申請書類を所定の期日までに施設認定部会に提出する。

- (1) 認定施設認定申請書または準認定施設認定申請書
 - (2) 施設内容説明書
 - (3) 外科専門医ならびに外科系食道科認定医の勤務証明書
 - (4) カリキュラム計画書
 - (5) 症例実績報告書
 - (6) 業績報告書
 - (7) 修練責任者の履歴書
2. 更新のため認定施設または準認定施設としての認定を申請する修練責任者は、前項の各号に定める申請書類を施設認定部会に提出する。
3. 申請内容に変更が生じた場合、修練責任者は速やかに所定の変更届を施設認定部会に提出する。

(審査)

第 25 条 施設認定部会は毎年 1 回、申請書類によって認定施設ならびに準認定施設としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。

2. 認定施設ならびに準認定施設は、認定された年から5年間遡って認定施設ならびに準認定施設として認められる。
3. 施設認定部会は、申請された施設の実地調査を行うことができる。
4. 認定審査の期日および必要な事項は、毎年ホームページに公示する。

(認定施設および準認定施設認定証の交付)

第26条 理事長は専門医制度委員会が認定施設または準認定施設として認めた施設に対して、理事会の議を経て本会の施設認定証を交付する。認定施設認定証および準認定施設認定証の有効期限は5年とする。

第9章 認定施設および準認定施設の資格喪失

(資格喪失)

第27条 次の各号のいずれかに該当する認定施設および準認定施設は、専門医制度委員会および理事会の議を経て、認定施設および準認定施設の資格を喪失する。

- (1) 認定施設および準認定施設の資格を辞退したとき。
- (2) 認定施設および準認定施設の更新を受けないとき。
- (3) そのほか施設認定部会が不相当と認めたとき。

第10章 食道外科専門医カリキュラム設定部会

(部会の設置)

第28条

本学会は、食道外科専門医カリキュラム設定部会(以下「外科専門医カリキュラム設定部会」)をおく。

2. 外科専門医カリキュラム設定部会の構成ならびに運営は、この規則に定めるものの他、別に定める食道外科専門医制度規則施行細則および施設認定施行細則による。

(業務)

第29条 外科専門医カリキュラム設定部会はこの規則によって次の各号の業務を行う。

- (1) 外科専門医制度における食道外科専門医修練カリキュラムに関する諸問題を検討する。
- (2) 外科専門医の認定審査に必要な修練カリキュラムを作成ならびに変更し、専門医制度委員会に勧告する。

(部会員の選出)

第30条 外科専門医カリキュラム設定部会部会長は理事の中から理事長が選任し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

2. 本部会の部会員は、理事長、専門医制度委員会委員長、食道外科専門医認定部会長、食道外科専門医認定施設認定部会長のほか、評議員の中から選任された若干名で構成する。
3. 外科専門医カリキュラム設定部会部会員の任期は、本部会の部会員に準ずる。
4. 外科専門医カリキュラム設定部会部会員に欠員を生じたときは、外科専門医カリキュラム設定部会部会員は本部会の議を経て補充することができる。

5. 補充によって選任された外科専門医カリキュラム設定部会部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 11 章 規則の施行、変更

第 31 条 この規則は、本部会、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、評議員会の承認を受けて変更、または廃止することができる。

附則

- (1) この規則は、平成 21 年 12 月 5 日から施行する。
- (2) この規則は、平成 23 年 5 月 26 日から改定する。
- (3) この規則は、平成 23 年 9 月 26 日から改定する。
- (4) この規則は、平成 24 年 3 月 27 日から改定する。
- (5) この規則は、平成 24 年 6 月 20 日から改定する。
- (6) この規則は、平成 25 年 2 月 28 日から改定する。
- (7) この規則は、平成 26 年 4 月 18 日から改定する。
- (8) この規則は、平成 29 年 3 月 3 日から改定する。